

第1号議案 正会員除名承認の件

●●●● (会員番号●●●●) を除名する。

経 過

当会員は岡山県の国立療養所長島愛生園に勤務中、①2020年6月～7月、職場の同僚に対し「ばか」や「ぼけ」等の暴言を繰り返して行っていたほか、②同年8月22日、飲酒した後に園内で乗用車を運転して入所者の送迎を行い、③さらに同年11～12月には計7回にわたって無断欠勤と遅刻を繰り返した。これらの事実認定を行った国立療養所長島愛生園は2021年3月17日付けで当会員を停職3ヵ月の懲戒処分とし、各種新聞やインターネット等で職名とともに報道されるに至った。

本会倫理委員会は本件の調査のため、2021年5月31日付けで、当会員宛に報告書等の提出を求める文書を郵送。同年7月に督促文、さらに8月にも再督促文を郵送したが、報告書の提出・連絡等がなかったため、同年9月9日付けで、報告書の提出がなかったため新聞等で報道された内容を事実とし処理する旨の通告文を郵送した。

理 由

当会員を「除名」とする理由は以下の通りである。

- 1) 同僚に暴言を繰り返し行ったことはパワーハラスメントに該当し、『作業療法士の職業倫理指針』第4項の3「セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止」に違反する。
- 2) 業務において飲酒して入所者の送迎を行ったことは、本会の『会員処分の標準例・処分量定一覧』の「交通事故」の「飲酒運転」に該当し、『作業療法士の職業倫理指針』第15項「法の遵守（法と人道にそむく行為の禁止、関連法規の理解と遵守）」に違反し、極めて重い。
- 3) 繰り返された無断欠勤や遅刻は本会の『会員処分の標準例・処分量定一覧』の業務怠慢等不適切行為に該当し、『作業療法士の職業倫理指針』第2項「業務上の最善努力義務」に違反する。
- 4) 上記の3項目に加え、本人に対して事実確認を目的に報告書の提出を数回にわたって要請・督促を行ったにもかかわらず、報告書の提出はおろか何ら連絡もないことは、「この法人の目的に賛同」して入会した本会会員としての最も基本的なルールに違反し、重大な問題であると考えらる。

根拠規程等

- ①定款（第5条第1号、第9条第3号）
- ②倫理綱領（第3項、第12項）
- ③作業療法士の職業倫理指針（第2項、第4項、第15項）
- ④倫理問題の処理に関する規程
- ⑤会員の処分の種類に関する規程
- ⑥会員処分の標準例・処分量定一覧